

補助対象システムの補助条件（交付対象者）補助金額

補助対象システム	補助条件	補助金額
太陽光・風力等による再生可能エネルギー発電システム	(1) 未使用品であること。 (2) 町内に存する住宅（共同住宅を除く。）で、過去に補助金の交付を受けていない住宅（以下「住宅」という。）に居住する者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 低圧配電線及び逆潮流ありで連系した太陽光発電システム（未使用品かつ当該システムを構成する太陽電池の公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値10kW未満のものに限る。）を住宅に設置した者で、当該電力受給開始日が令和5年4月1日以降のもの イ 小型風力発電システム（風力で風車の羽根を回し、その回転運動を発電機に伝えて発電を行う設備で、発電機の定格出力が600W以上のもの（太陽光発電パネルを備えたものを含む。）をいう。）を住宅に設置した者で、当該電力受給開始日が令和5年4月1日以降のもの	住宅1棟につき 1kw当たり 20,000円 （上限100,000円）
家庭用リチウムイオン蓄電システム	(1) 未使用品であること。 (2) リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。 (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の補助対象機器として認められたもの又は同等以上の機能を有すると町長が認めるもの (4) 蓄電容量が1.0kWh以上であること。 (5) 令和5年4月1日以降に補助対象機器を設置した者、かつ太陽光発電システム又は家庭用燃料電池システム（エネファーム）と併用したものであること。	住宅1棟につき 1kw当たり 20,000円 （上限100,000円）